

告示「ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件」の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 「ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件」（昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号）

改正案	現行
<p>ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件</p> <p>ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第二十一条第一号及び第三号並びに第二項第一号（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定によるガスの熱量及び可燃性の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 熱量にあつては、次の方法によること。</p> <p>イ 日本工業規格K二三〇一（二〇〇九）「燃料ガス及び天然ガス 分析・試験方法」による改正後の日本工業規格K二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス 分析・試験方法」</p> <p>ロ（略）</p> <p>二 可燃性にあつては、燃焼速度及びウオツベ指数について次の方法によること。ただし、液化石油ガスを原料として発生させこれに空気を混入して供給するガスに係るウオツベ指数については、規則第二十一条第一号及び第二項第一号により規定した熱量の測定値から計算により求めることを妨げない。</p> <p>イ 燃焼速度にあつては、日本工業規格K二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス 分析・試験方法」によりガス中の次の表に掲げる可燃性ガス（以下単に「可燃性ガス」という。）、二酸化炭素、窒素及び酸素の含有率を測定し、次の</p>	<p>ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件</p> <p>ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第二十一条第一号及び第三号並びに第二項第一号（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定によるガスの熱量及び可燃性の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 熱量にあつては、次の方法によること。</p> <p>イ 日本工業規格JISK二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス 分析・試験方法」</p> <p>ロ（略）</p> <p>二 可燃性にあつては、燃焼速度及びウオツベ指数について次の方法によること。ただし、液化石油ガスを原料として発生させこれに空気を混入して供給するガスに係るウオツベ指数については、規則第二十一条第一号及び第二項第一号により規定した熱量の測定値から計算により求めることを妨げない。</p> <p>イ 燃焼速度にあつては、日本工業規格JISK二三〇一（二〇〇八）「燃料ガス及び天然ガス 分析・試験方法」によりガス中の次の表に掲げる可燃性ガス（以下単に「可燃性ガス」という。）、二酸化炭素、窒素及び酸素の含有率を測定し</p>

式により算出するものとする。

(略)

口 ウォツベ指数にあつては、前号に掲げる方法により熱量を、日本工業規格K二三〇一(二〇〇八)「燃料ガス及び天然ガス分析・試験方法」により比重を測定し、次の式により算出するものとする。

(略)

、次の式により算出するものとする。

(略)

口 ウォツベ指数にあつては、前号に掲げる方法により熱量を、日本工業規格JISK二三〇一(二〇〇八)「燃料ガス及び天然ガス分析・試験方法」により比重を測定し、次の式により算出するものとする。

(略)